

ピカちゃん一般質問
奮闘日記



★平成20年度政務調査報告★

三芳町では、政務調査費が議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、議会における会派（一人も含む）に対して交付されます。交付額は、所属議員一人に対して月額5,000円、年間60,000円です。昨年度、個人としては53,307円使用。会派として合計で52,496円の残が出ましたので返金いたしました。

科目	金額(円)	備考
調査研究費	28,303	10/27,28 福島県小高町、埼玉県騎西町
研修費	1,000	10/15 三多摩議会改革フォーラム参加費
	704	11/22 藤久保公民館会派報告会個人負担分
	500	2/5 プラスチック懇談会集会参加費
	4,000	2/7 全国小さくても輝く自治体フォーラム参加費
	15,000	3/30 マニフェストスクール神奈川議員研修会参加費
資料購入費	3,800	世田谷区日本語教科書

★議案に対する林いさおの賛否★

住民の皆さんは、各議員が何に賛成し、何に反対したのかわかりません。6月議会における議案に対する賛否を公表いたします。

議案番号	議案名	私の賛否	採決結果
発議第3号	議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	○	可決
発議第4号	北朝鮮の核実験に厳しく抗議する決議案	○	可決
議案第34号	三芳町重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例	○	可決
議案第35号	三芳町乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例	○	可決
議案第36号	三芳町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例	○	可決
議案第37号	三芳町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例	○	可決
議案第38号	三芳町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	○	可決
議案第39号	町道幹線16号線雨水管布設工事請負契約の締結について	○	可決
議案第40号	ふじみ野市の公の施設の利用に関する協議について	○	可決
議案第41号	平成21年度三芳町一般会計補正予算(第1号)	○	可決
議案第42号	平成21年度三芳町水道事業会計補正予算(第1号)	○	可決
請願第2号	農地法の「改正」に反対する請願	×	否決
意見書第6号	ハローワーク機能の抜本的強化を求める意見書について	○	可決
意見書第7号	核不拡散条約再検討会議の成功に向けて日本政府にイニシアチブの発揮を求める意見書について	○	可決

町政を問う

今回の定例議会でも一般質問を行いました。今年は中学校の教科用図書の採択の年です。

一、教科書の採択
二、歴史教科書の採択 についての2項目について質問しました。紙面の都合上主要な質問の要点のみをダイジェストでご報告します。

■聖徳太子が歴史教科書にきちんと書かれていますか？

『日出づる処の天子、書を日没する処の天子に致す。恙無きや』これは、聖徳太子が隋の煬帝に送ったといわれる手紙。こうした対中国対等外交の姿勢が最近の教科書には記述されていません。

新聞の誤報から発展した「近隣諸国」への近現代の記述において必要な配慮をする「近隣諸国条項」が、過剰な配慮や、歴史研究の学問的な成果が反映されていない教科書を一部で生んでいます。それ

■厚生文教常任委員会報告

この5月から厚生文教常任委員長に選出させていただきました。当委員会の所管は、福祉、保健、環境衛生、国民健康保険、国民年金及び教育委員会に関する事項です。

議長代理も含め左記総会等に参加しました。
5月19日 手をつなぐ親の会総会
5月20日 老人クラブ連合会総会
5月28日 人権教育推進協議会
5月31日 三芳町体育協会総会

が、今や古代から現代まで歴史全体の問題になっています。

※聖徳太子に関しては諸説あります。今回は、近隣諸国への過剰な配慮を考える契機として題材として取り上げました。

《質問》教育基本法が改正され、新学習指導要領を踏まえた採択が求められるがタイムスケジュールは。
《答 学校教育課長》4月に三芳を含む県内8市町で構成される第6採択地区教科用図書採択協議会を設置。専門員が調査研究し、6月中旬から教科書展示会を実施。その後、学校での研究も踏まえ、協議会で選定の協議をし、町教育委員会で決定する。

※注1 埼玉県内は14の採択地区に分かれている。三芳町は、川越市、富士見市、坂戸市、鶴ヶ島市、ふじみ野市、毛呂山町、越生町と共に第6採択地区に入っている。
《質問》町が独自の教科書を採択することは可能か。
《答 学校教育課長》第6採択地区では同一の教科書を採択する。

《質問》開かれた採択に向けてどのように保護者等の意見を聴取しているのか。
《答 学校教育課長》学校を通して保護者の方に教科書展示会に出向いてもらうよう働きかけた。《質問》教育基本法改正を踏まえた歴史教科書採択の方針は。
《答 学校教育課長》歴史を通して我が国と郷土を愛する心、他国を尊重し国際協調できる態度を養うことなど。

《質問》近隣諸国条項は採択する上で研究課題にならないか。
《答 学校教育課長》教科書採択の上で一つの研究視点として考えられる。
《質問》聖徳太子の例のように古代から現代まで近隣諸国への過剰な配慮がなされていることはどうか。
《答 教育長》教育基本法、学習指導要領に基づき、よりよい教科書を選定するよう努めていきたいと思います。



歴史教科書を見てみましょう

6月4日 三芳小学校創立120周年
6月13日 三芳町連合PTA総会
また、議会閉会中の継続審査として 7月15日(水)に①ふじみ野市東台小学校、太陽光発電及び校庭芝生化②上富学童保育室、桑

の事実三芳保育園にて保育行政の視察を予定しています。厚生文教常任委員会においても、開かれた委員会を目指し、少しでも町民の皆さんのご意見を反映していきたいと考えています。

◆解説

教科書の採択にあたっては、2つの法律によって採択権限が二重に規定されています。一つは「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」。これが教育委員会が教科書を選定する基本的な前提であり、他方「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」では採択地区が2以上の市町村の場合は、採択協議会を設置して協議して採択とあります。

従って、市町村教育委員会は決定機関、教科用図書採択協議会は諮問機関ともいえます。しかし、広域採択のため教育委員会の意見が十二分に反映されないこともありえます。

歴史教科書に関しては、様々な歴史観があり、10年ほど前に自国に誇りを持てるようにと歴史教科書問題が起りました。その後、近現代の記述においては、抑制された表現に変わりつつありますが、中国、韓国、朝鮮への過剰な配慮が、古代から現代まで歴史全体に広がってきています。近隣諸国への必要な配慮は理解できますが、教育基本法の改正を受け過剰な配慮は検討すべきではないでしょうか。